

デートDV予防啓発DVD（ブルーレイディスク）貸出要領

（趣旨）

第1条

この要領は、帯広市が所有するデートDV予防啓発DVD（以下「DVD」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象）

第2条

DVDの貸出対象は、市内の中学校、高等学校及び白樺学園高等学校とする。

（貸出手続き）

第3条

貸出を希望する者（以下「借受人」という。）は、貸出申込書に必要事項を記入し、市民活動課に提出する。

- 2 市民活動課は、記載内容を確認し、DVDを貸出すものとする。
- 3 DVDの貸出し・返却は、市民活動課の窓口にて行う。
- 4 借受人は、DVDの返却時に使用報告書を提出するものとする。

（貸出期間）

第4条

貸出期間は原則として2週間以内とする。

（利用目的の制限）

第5条

借受人は、貸出しを受けたDVDの一部または全部を無断で複製・改変・放送・有料上映してはならない。

（損害賠償）

第6条

DVDを過失により亡失またはき損したときは、現物または相当の代価をもってこれを弁償しなければならない。

（貸出料金）

第7条

貸出料金は無料とする。

附則

この要領は、令和3年11月29日から施行する。